

旅行業約款(特別補償規程)一部改正のお知らせ

株式会社ワールドジョイントコーポレーションジャパン

登録番号:東京都知事旅行業 2-7641号

お客様各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療法の改正および観光庁による「標準旅行業約款」の改正に伴い、弊社が提供する旅行における「特別補償規程」の内容を以下の通り一部改定いたしました。

1. 改定日

2026年(令和8年)4月1日

2. 主な改定内容(オンライン診療への対応)

旅行中に事故等でケガをされた際にお支払いする「通院見舞金」の対象に、従来の病院・診療所への通院に加え、新たに「オンライン診療受診施設」での受診が含まれるようになりました。

3. 改定箇所(特別補償規程 第9条等)

特別補償規程における「通院」の定義が以下の通り変更となります。

- 改正前: 病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること。
- 改正後: 病院、診療所又はオンライン診療受診施設に通い、医師の治療を受けること。

※医師の往診又はオンライン診療を受けた場合も、通院日数に算入します。

4. オンライン診療受診施設とは

医療法に基づき、適切な設備を備えた場所(駅、公共施設、宿泊施設内等)で、医師によるオンライン診療を受けることができる施設を指します。

以上